

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。最初、最低賃金法について質問します。

労働者の四人に一人がワーキングプアと言われている中で、日本の最低賃金は〇一年から〇七年までの上昇率、わずか二・九%で、下支えどころか平均賃金を引き下げられるおもしになってきたのではないかと。

最初にちよつと実例を紹介したいんですが、十月三十一日に東京で働く美容師さんたちが首都圏美容師ユニオンというのを結成しました。首都圏に八十二店舗を持つ大手美容室アンジュで働いている二十三歳の男性美容師の方の例なんですが、まあ一見華やかな世界であります。しかし、彼の賃金は基本給月十一万五千元、サービス残業は当たり前だと。その上、教育費や共済金の名目で使途不明の天引きがされていると告発をしました。この方も美容師資格を持つ正社員なんです。二万七千五百円の技能給があるんですが、これ加えても時給換算でやつと八百九円、東京の最賃よりわずか九十円上回るだけなんです。固定の残業代二万五千元入れても手取り十四万円に満たない。

大臣、これ、たとえ正社員であつても、しかもこういう資格を持つている方であつても最低賃金水準の賃金で暮らさざるを得ないという実態があります。こんなふうに一生涯資格を身に付けて、これ、夢もあつたと思つたんです。しかし、生活できないような賃金水準に置かれて、こういう若者たくさんいる。これで果たして夢を持って働き続けていけると、大臣、率直な御感想をお聞かせいただきたい。

○国務大臣(舛添要一君) 今委員がおっしゃったような実例はまだいろいろあるかと思つますし、個々のケースを見れば本当に大変だなどというのがあります。そういうこともあります。生活保護水準、これとの整合性というところで、最低賃金をきちんとやる、そしてさらに、それを守らない場合には罰金を一気に五十万に引き上げると、こういうことを含めて社会全

体でやはり安心して生活できる環境を整える、それが非常に重要だということに考えておられます。

○小池晃君 この最賃の水準の生活というのは一体具体的にどういうものか。いろんな取組がありまして、今日、資料でお配りしたものの二枚目に体験報告をやつた労働組合がまとめたものがあるんですね。これは宮城県の全国一般労働組合ですが、宮城の最賃額の十二万円弱で一月暮らしの体験をまとめて、いかに人間らしい生活ができないかと。

これ、逆説的なんです。その結果をまとめて、最賃で暮らす八か条というのを提出して、家賃一万円以下の家に住め、車は絶対持たない、友達と交際するな、冠婚葬祭は無視しろ、休みの日には外に出ず家で過ごせ、食事は一日二食以内にしなさい、外食厳禁、自炊をしなさい、病気にならないよう健康管理をせよ。二〇〇六年に、見えを捨て、ひたすら人にたかれ、おごつてもらうべしと、ここ加わつた。もちろん、こういう生活しろということじゃないんですね。最賃の生活ではこういうことになってしまう。これは体験を基にまとめたというんですね。実際、最低賃金水準で暮らしている人たちというのは、これは体験では済まないわけで、正にこれがずっと続いていく。

大臣、引き上げる、そのための法案だということにおつしやつたけれども、ちよつと現状の認識としてお伺いしたいんですが、連合も全労連も現在の生計費考えれば時給千円以上という主張をしています。大臣は、現在の水準、最低賃金額、今年も例年になくこれ引上げがあつたというのには私も承知をしておりますが、しかし、それであつても現状の水準で労働者が人間らしい生活を送れるとお考えか、現状についての認識をお伺いしたい。

○国務大臣(舛添要一君) それは地域差もあります。これは私が勝手に決めてるわけじゃなくて、政労使ということいろんな条件を勘案し

ながら数字を出していただいているわけですか。しかしながら、今委員がおつしやつたような問題意識もございまして、とにかく生産性を上げていく、それに見合った形で最低賃金を上げていく、それが政府の方針でもあります。引き続き努力はしたいと思つますけれども、基本的には私は審議会の議論を前提に置いているということをお申し上げておきたいと思つます。

○小池晃君 やはり審議会任せじゃなくて、国の本場にインシアチブ、責任が求められている分野だと私は思つたんですね。これ、法案、衆議院で修正されましたが、全国最賃制の導入や、労働者や家族の生計費を原則とするという規定は盛り込まれていないわけですか。先ほどお話あつたように、現行は都道府県ごとの決定で、最も高い東京と、あるいは秋田、青森、岩手などによつては大きな開きがあります。元々低いのに、住む地域によつて更に月二万円以上も最低賃金額が違ふという実態がある。

そこで、局長にお伺いしたいんですが、世界ではどうなつていくのか、日本のように地域別最低賃金制度のみを法律で決めている国は世界で何かあるのか、お答えください。

○政府参考人(青木豊君) ILOが二〇〇五年に出版した著書、それとILOのデータベースによりますと、政府又は第三者構成機関によつて地域別最低賃金のみを設定している国は多くとも九か国であるというふうに思つております。

○小池晃君 九か国ということ、今日、資料の一枚目にお配りをいたしました。中国、インドネシア、日本、フィリピン、カナダ、メキシコ、パナマ、ベネズエラ、シリア、私どもの調べでも、ILOの資料ではこの範囲です。しかも、これらの国の最賃の数字というのは、例えば中国は三十九、インドネシア二十、カナダ十二、メキシコ三、日本は四十七ですから、世界で最も地域別最賃の数が日本は多くなつていまして、中国とい

うのは、御存じのように日本の二十五倍の面積がある、インドネシアは五倍ある、それからメキシコやカナダは連邦国家ですからいろいろ特殊事情がある。私、この地域格差という点から見ても、地域別最賃の数字というのは、狭い日本で世界で一番多い地域別最賃のままにしておいてよいか、この点について、局長、どうですか。

○政府参考人(青木豊君) 確かに、全国的最賃という御議論はもちろんです。従来から相当強くあるというところは承知しております。しかし、最低賃金は労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものであります。地域によつて物価水準等の差もありますし、生計費も異なるわけでありまして、その最低限度の水準によつても地域によつて差があるものと考えております。したがつて、地域別最低賃金につきましては、こうした地域における差異を踏まえて、現在では都道府県単位で設定しているところがございます。

労働政策審議会労働条件分科会最低賃金部会において、地域別最低賃金の設定単位についても議論を行つていただきました。都道府県単位での設定を、現行設定をしているわけですが、これを変更するということについては様々な御意見ございまして、労使のコンセンサスは得られなかつたところでございます。更に議論を続けていく必要があるのではないかとこのように思つております。

○小池晃君 二〇〇五年のILOの報告書では、この日本のケースを特異なケースだということにしてあります。地域別最賃など複数の最低賃金については、最低賃金制の決定が変質するということに指摘をしております。そもそもこの最低賃金の役割というのは、これはILOの報告書でも繰り返して格差と貧困をなくすことだということに強調しております。四十七もあるのは世界で日本だけなわけですね。しかも、今回地域別に決めなければなら

いと法定化されていく。いろいろな地域の実態というふうな局長おっしゃいましたけど、私は、国の責任でこれが最低ラインですというふうな決めで、さらに地域差については必要に応じて加算するということにしてあげれば、これは問題生じないのではないかと考えておられます。

大臣、これは大きな政治論としてお伺いしたいんですけれども、例えば中央最賃審議会が目安を決めまして、これ最初から地域別に四ラックに分けられているんですね。その結果、今年、先ほどちょっと言いましたが、十四円ということ例年になく上がったけれども、しかし東京と青森の格差というのは逆に更に広がったという実態、これは事実としてございします。青森の東奥日報というローカル紙は、最賃九円引上げ、でも喜べないという社説を掲げまして、景気が良くて人手不足から賃金を上げる流れにある大都市に、本県のような地方は更に差を付けられると、こう書いておられます。

これ以上格差と貧困を広げていいのかわからないことについて、これはもちろん中小企業支援を抜本的に強化するというのが私は必要だと思っております、それをやりつつ、やはり地域格差を縮小していくために、国の責任で全国どこでも最低賃金を引き上げようというのを設定する、これがやはり必要になってきているのではないかと、お伺いしますが、格差、貧困是正のためにどうなのか、お伺いします。

○国務大臣(舛添要一君) 小池委員のおっしゃった方向も一つの手法と思えます。ただ、私は逆に、やはり各地域で物価の水準も違う、いろいろな要因が違う、そうすると、きめの細かさを売り物というか、きめの細かさを主眼として個別に対応する方がその対応を受ける方は有り難いかなという面もまたもう一つあると思えます。そして、これからの日本の国づくりをどうするか、余りにも地域格差、貧富の格差、こういうことがあってはいけないというふうに私は思いますけれども、しかし、さきほど逆ですべて画一的であっていいのかわかりません。

だから、地方の自立、地方の独自性、そういうこともまた例えば道州制の議論の中なんかで起つてきていることでありますので、私はこれが最低でそこから上というふうな決めるか、それが全体の物差しをどうにか置いてその幅を決めるか、いろんなやり方があるかと思えますけれども、少なくともきめの細かい対応ができていくという意味においては四十七都道府県で今のようないろいろな形で行うというのには決して悪い手ではないというふうな考え方をしております。

○小池晃君 きめを細かく、千円超えれば何れも私もう申し上げないんですが、やはり全国一律でないというのが複雑にし、最低賃金引き上げるとかをやはり障害になっているという面もあると思っております。これはやはり世界の流れを見ていただくと、やはりきめごと全国一律というふうにするべきだというふうに申し上げたいと思っております。

修正部分について提出者に質問したいんですが、政府案になかった労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるという文句が加えられております。この修正によって、少しでも引き上がるというのを期待されているんだと思うんですが、提出者としては「修正した」というような変化、影響が最低賃金額の決定にもたらされると期待されているのか、お答えいただけますか。

○衆議院議員(細川律夫君) 小池委員にお答えいたします。衆議院の方での審議におきましては、政府はこの政府原案の九条第三項の趣旨についてこのように答弁いたしました。生活保護との関係は、地方最低審議会における審議に当たって考慮すべき三つの決定基準のうち生計費に係るものであるから、最低賃金の書きぶりとしては、生活保護との整合性を配慮すると規定してあるところであります。これは、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するよう趣旨であると答弁をいたしてはいるかと存じます。

すなわち、政府が提出いたしました原案は、地域別最低賃金、三つの決定基準のうち労働者の生計費につきましては、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとしてまいりましたが、この趣旨というものが必ずしも明確でない、そういうことであつたのではないかと存じます。

そのため、この最低賃金の決定の際に生活費を考慮するに当たっては、生活保護との整合性について、最低賃金が労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるような水準になるよう配慮することを明確にするよう修正を行うこととしたものでございます。これによりまして、最低賃金が労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるような生活保護の水準を下回らない、という水準になるというこの配慮、このことがより強化されたんだというふうに私どもは考えております。

そこで、生活保護と最低賃金の比較に当たりましては、例えば地域最低賃金は都道府県単位で決定されておりますし、生活保護は市町村の六段階の級地に区分していることなどがございします。生活保護は年齢や世帯構成によつて基準額が異なるというところもございします。生活保護では、必要に応じた各種加算や住宅補助、あるいはまた医療補助などがございまして、そういう論点をどのように考慮するのかわかりませんが、問題となつてはいるところではございません。

○委員長(若本司君) 細川君、簡潔に願います。○小池晃君 もう大体分かりました。○衆議院議員(細川律夫君) はい、分かりました。それで、最後に申し上げますが、最低賃金の考慮要素であります生計費と生活保護とは異なるものだという認識に立つて、双方共通の規範であります憲法二十五条の規定を加えることによりまして、最低賃金を生活保護水準以上引き上げることを十分可能にするという

のが本修正の意図でございます。○小池晃君 最後、大事なことを言っていたのだと思えます。私どもは、世界の流れからも実態からも、最賃決定の要素は労働者と家族の生計費を基本とするというふうに原則にすべきだと思えますし、全国一律制、支払能力を削除して生計費原則にするもの、この参議院では非修正をするべきだということを主張したいというふうに思っております。

○委員長(岩本司君) 労働契約法案及び最低賃金法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

本日は、両案の審査のため、五名の参考人から御意見を伺います。

本日御出席いただいております参考人の方々に御紹介申し上げます。

日本労働組合総連合会総合労働局長の長谷川裕子参考人でございます。

社団法人日本経済団体連合会専務理事の紀陸孝参考人でございます。

東京大学大学院法学政治学教授の荒木尚志参考人でございます。

全国労働組合総連合副議長・全日本金属情報機器労働組合(JMIU)中央執行委員長の生熊茂実参考人でございます。

働く女性の全国センター(ACW2)代表の伊藤みどり参考人でございます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多忙中のところ、当委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

参考人の皆様から忌憚のない御意見をお述べいただきまして、両案の審査の参考にさせていただきますと存じますので、何とぞよろしくお願いたします。

次に、議事の進め方でございますが、まず、参考人の皆様からお一人十五分以内で順次御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、参考人、質疑者ともに発言は着席のまま結構でございます。

それでは、まず長谷川参考人をお願いいたします。長谷川参考人。

○参考人(長谷川裕子君) 連合の総合労働局長の長谷川でございます。

本日は、最低賃金法及び労働契約法について私どもの意見を述べる場を与えていただきまして、ありがとうございます。

まず初めに、今回の最低賃金法の改正について述べさせていただきます。

現在の雇用労働者をめぐる状況を見ますと、正規と非正規労働者、地域間、企業規模間、世代間、男女間などにおける格差の拡大、二極化が大きな問題となっております。とりわけ、働いても働いても貧困から抜け出せないワーキングプアの問題を私たちは真摯に受け止めなければなりません。

労働基準法は、その第一条で、労働条件の原則で、労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすものでなければならずとされており、その趣旨を踏まえて、最低賃金制度でも、すべての労働者の労働条件の下支えとして機能させることが必要であります。しかし、現在の地域別最低賃金の水準は、一般的な労働者の生活水準と比較しても、また労働の対価としても、余りにも低いと考えます。これは労働の尊厳を否定するものであり、社会的セーフティネットとしての機能を果たしているとは言えないのではないのでしょうか。

最低賃金の決定に当たっては、通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力や必要最低生計費の実態を十分に考慮して、賃金の底支え機能を強化すべきと考えております。今回の改正により、賃金の最低限を保障するセーフティネットとしての機能強化を図ることができると受け止めております。

一方、地域における団体交渉を補完し、事業の公正な競争の確保と公正な賃金決定ルールの確立のために、産業別最低賃金が果たす機能と役割は極めて重要であります。今日まで制度をはぐくんできた労使や関係者の努力を高く評価すべきであります。また、今回の改正により、産業別最低賃金の枠組みを継承することができたことを評価しております。さらに、水準の改善はもとより、機能の拡充を図り、使いやすい制度とすべきであると考えております。今回の改正を踏まえて、連合は、生活できる最低賃金水準への引上げを目指す、水準を重視した取組を行ってまいりたいと考えております。

以上で最低賃金法及び労働契約法に関する私の意見陳述を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○委員長(岩本司君) ありがとうございます。次に、紀陸参考人をお願いいたします。紀陸参考人。

○参考人(紀陸孝君) ありがとうございます。座ったままで恐縮であります。日本経団連、紀陸と申します。本日は労働契約法案と最低賃金法の改正案に関する見解を述べさせていただきます。機会を賜りまして、冒頭に御礼申し上げます。

次に、最低賃金法の問題に移らせていただきます。この最賃法の改正法案、二〇〇五年四月に厚生労働大臣から労働審判に諮問がなされまして、以来二〇〇六年十二月まで公労使の三者構成の委員によって真摯な議論を重ね、全会一致でまとめられたという経緯がございます。さきの衆議院での御審議において一部修正がございましたけれども、大枠の趣旨が変わったものではないと認識しております。改正法案を支持する次第でございます。

日本経団連、かねてからでございますけれども、すべての労働者に対する賃金のセーフティネットとして最低賃金の役割の重要性を主張してまいりました。そういう意味で、法案が地域別最低賃金をセーフティネットと位置付けて、すべての地域における地域別最低賃金の決定を義務付けたことにつきましては何ら異論を持つものではありません。

一方、地域別最低賃金が機能している中で、屋上屋を架す形で産業別最低賃金が設定されております。法案では特定最低賃金と称することになっておりますけれども、この産業別最賃の廃止を訴えてまいりました。改正法案で

は、それが廃止になつてはいませんが、産業別最低賃金を労使のイニシアチブによって設定すると、そういうことを明確にされておき、かつ民事効によつて履行を担保する形になっております。今回の法改正でもつて産業別最低賃金の役割が大いに減退するというふうな受け止め方はありますけれども、罰則が科されなくなつたということではありますけれども、従来どおり労働基準法上の賃金不払の対象になつておきまして、法の担保はある、使用者側に対して決してその運用が緩くなるというふうなものではないというふうに受け止めております。日本経団連といたしましては、産業別最低賃金が民事効になるということによりまして、審議会において労使の主体的な話し合いで決められる、そういう言わばあるべき姿に向けて一歩前進するものだということに理解しております。

さらに、地域別最低賃金につきまして、私も日本経団連といたしましては、各地域の現状を踏まえて決めていく、現行の方式が維持されることになっておりますので、この点も評価させていただきたいというふうに存じます。

当然ですが、最低賃金を決定する際に、各地域における労働者の生計費あるいは類似の労働者の賃金、通常の事業の支払能力、これを勘案して総合的に決めることになっております。これに関連いたしまして、特に労働者の生計費を考慮するに当たりまして生活保護に係る規定との整合性に配慮する、そういうことが付け加えられたわけでございます。この生活保護というものは社会保障あるいは福祉政策でありまして、労働の対価と言われる賃金とはそもそも領域が異なるわけでありまして、本来これは単純に比べられるものではないというふうに考えております。

しかしながら、労働政策と社会保障政策との連携がより求められているという現状にありまして、最低賃金制度につきましても、社会保障政策との整合性を考慮することが必要になってきているというふうに理解しております。このよ

は、それが廃止になつてはいませんが、産業別最低賃金を労使のイニシアチブによって設定すると、そういうことを明確にされておき、かつ民事効によつて履行を担保する形になっております。今回の法改正でもつて産業別最低賃金の役割が大いに減退するというふうな受け止め方はありますけれども、罰則が科されなくなつたということではありますけれども、従来どおり労働基準法上の賃金不払の対象になつておきまして、法の担保はある、使用者側に対して決してその運用が緩くなるというふうなものではないというふうに受け止めております。日本経団連といたしましては、産業別最低賃金が民事効になるということによりまして、審議会において労使の主体的な話し合いで決められる、そういう言わばあるべき姿に向けて一歩前進するものだということに理解しております。

さらに、地域別最低賃金につきまして、私も日本経団連といたしましては、各地域の現状を踏まえて決めていく、現行の方式が維持されることになっておりますので、この点も評価させていただきたいというふうに存じます。

当然ですが、最低賃金を決定する際に、各地域における労働者の生計費あるいは類似の労働者の賃金、通常の事業の支払能力、これを勘案して総合的に決めることになっております。これに関連いたしまして、特に労働者の生計費を考慮するに当たりまして生活保護に係る規定との整合性に配慮する、そういうことが付け加えられたわけでございます。この生活保護というものは社会保障あるいは福祉政策でありまして、労働の対価と言われる賃金とはそもそも領域が異なるわけでありまして、本来これは単純に比べられるものではないというふうに考えております。

しかしながら、労働政策と社会保障政策との連携がより求められているという現状にありまして、最低賃金制度につきましても、社会保障政策との整合性を考慮することが必要になってきているというふうに理解しております。このよ

は、それが廃止になつてはいませんが、産業別最低賃金を労使のイニシアチブによって設定すると、そういうことを明確にされておき、かつ民事効によつて履行を担保する形になっております。今回の法改正でもつて産業別最低賃金の役割が大いに減退するというふうな受け止め方はありますけれども、罰則が科されなくなつたということではありますけれども、従来どおり労働基準法上の賃金不払の対象になつておきまして、法の担保はある、使用者側に対して決してその運用が緩くなるというふうなものではないというふうに受け止めております。日本経団連といたしましては、産業別最低賃金が民事効になるということによりまして、審議会において労使の主体的な話し合いで決められる、そういう言わばあるべき姿に向けて一歩前進するものだということに理解しております。

さらに、地域別最低賃金につきまして、私も日本経団連といたしましては、各地域の現状を踏まえて決めていく、現行の方式が維持されることになっておりますので、この点も評価させていただきたいというふうに存じます。

当然ですが、最低賃金を決定する際に、各地域における労働者の生計費あるいは類似の労働者の賃金、通常の事業の支払能力、これを勘案して総合的に決めることになっております。これに関連いたしまして、特に労働者の生計費を考慮するに当たりまして生活保護に係る規定との整合性に配慮する、そういうことが付け加えられたわけでございます。この生活保護というものは社会保障あるいは福祉政策でありまして、労働の対価と言われる賃金とはそもそも領域が異なるわけでありまして、本来これは単純に比べられるものではないというふうに考えております。

しかしながら、労働政策と社会保障政策との連携がより求められているという現状にありまして、最低賃金制度につきましても、社会保障政策との整合性を考慮することが必要になってきているというふうに理解しております。このよ

は、それが廃止になつてはいませんが、産業別最低賃金を労使のイニシアチブによって設定すると、そういうことを明確にされておき、かつ民事効によつて履行を担保する形になっております。今回の法改正でもつて産業別最低賃金の役割が大いに減退するというふうな受け止め方はありますけれども、罰則が科されなくなつたということではありますけれども、従来どおり労働基準法上の賃金不払の対象になつておきまして、法の担保はある、使用者側に対して決してその運用が緩くなるというふうなものではないというふうに受け止めております。日本経団連といたしましては、産業別最低賃金が民事効になるということによりまして、審議会において労使の主体的な話し合いで決められる、そういう言わばあるべき姿に向けて一歩前進するものだということに理解しております。

さらに、地域別最低賃金につきまして、私も日本経団連といたしましては、各地域の現状を踏まえて決めていく、現行の方式が維持されることになっておりますので、この点も評価させていただきたいというふうに存じます。

当然ですが、最低賃金を決定する際に、各地域における労働者の生計費あるいは類似の労働者の賃金、通常の事業の支払能力、これを勘案して総合的に決めることになっております。これに関連いたしまして、特に労働者の生計費を考慮するに当たりまして生活保護に係る規定との整合性に配慮する、そういうことが付け加えられたわけでございます。この生活保護というものは社会保障あるいは福祉政策でありまして、労働の対価と言われる賃金とはそもそも領域が異なるわけでありまして、本来これは単純に比べられるものではないというふうに考えております。

しかしながら、労働政策と社会保障政策との連携がより求められているという現状にありまして、最低賃金制度につきましても、社会保障政策との整合性を考慮することが必要になってきているというふうに理解しております。このよ

うな観点から、生計費を考慮するに当たったりして、生活保護に係る施策との整合性に配慮する、これが改正法に盛り込まれていることはやむを得ないというふうに考えております。

最後にございますが、これは改正法案の内容に直接関係することではございませんけれども、この最賃の引上げの及ぼす企業経営への影響という点でございます。

一つだけ統計データの紹介で申し訳ございませんが、法人企業の収益実態、これを平成十七年度の税務統計から見ますと、今現在、十七年度現在でございますけれども、全法人の実に六七％が欠損企業であります。七割弱の企業が全法人レベルで欠損法人であります。とりわけ資本金五百万円未満の法人企業で七四％、五社のうち四社が欠損法人になっております。このようなのが実態でございます。

仮に、企業の生産性を無視して最低賃金が引き上げられてまいりますと、特に中小企業の経営を圧迫し、企業の雇用維持、多くの方々雇用維持を望んでおられますので、その雇用維持に極めて困難な状況を招きかねないということが大変危惧いたしております。この点を改めて御認識賜れば幸いかというふうに存じます。

以上で陳述を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長(岩本司君) ありがとうございます。

次に、荒木参考人をお願いいたします。荒木参考人。

○参考人(荒木尚志君) 東京大学大学院法学政治学研究所の荒木と申します。

私は、労働法の研究者といたしまして、二〇〇四年四月以降、一年半にわたって開催されました今後の労働契約法制の在り方に関する研究会、いわゆる労働契約法制研究会のメンバーとして、あるべき労働契約法についての議論に参画いたしました。また、二〇〇五年十月からは、労働条件分科会の公益委員といたしまして、

今般提出されております労働契約法の立案にも関与いたしました。したがって、以下では労働契約法を中心に意見を述べさせていただきます。

最後に、最低賃金法について一言述べさせていただきます。

今回の最低賃金法改正は、従来存在した三つの最低賃金制度のうち、ほとんど利用されてこなかった協約拡張方式による最低賃金を廃止し、地域別最低賃金と産業別最低賃金を再編するものであります。そして、これまでよくそうしておりました地域別最低賃金と産業別最低賃金の関係を整理し、また地域別最低賃金については罰則を強化し、そして近時議論となつておりました生活保護との逆転現象について両施策の整合性に配慮することを規定したものであります。

雇用形態が多様化する中で、最低賃金のセーフティネットとしての役割はますます重要となつていくというふうに考えられます。今般の改正提案は、そうした要請にこたえるべくなされたものというふうに理解しております。

以上で、私の意見陳述といたします。

○委員長(岩本司君) ありがとうございます。

次に、生熊参考人をお願いいたします。生熊参考人。

○参考人(生熊茂実君) 御紹介いただきました、全労連副議長、JMIU中央執行委員長の生熊と申します。

本日の参議院厚生労働委員会参考人として意見を述べべる機会をいただきましたことに、まずお礼を申し上げます。

次に、最低賃金法案について意見を述べます。修正された最低賃金法案は、第九条二項で、地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮してとされ、三項で、労働者の生計費

を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するとされています。

しかし、働いているのに生活保護より低い最低賃金、こういう批判を受けたものと考えられます。すけれども、またこれでは不十分だと思います。職業に就いて労働するためには職業や通勤にふさわしい費用が掛かります。そのような職業関係費用は生活保護の中にありません。労働者の生計費という場合にはそれらを考慮しなければならぬ、このように思います。そのような修正と支払能力についての削除を求めたいと考えます。

また、今年地域別最低賃金は、ここ数年になかった平均で十四円という引上げがありました。これが、地域別の格差は広がりました。これでは地域の経済格差が一層広がります。今多くの労働者と労働組合が求めているせめて時給十円をという全国一律の最低賃金を定めた上で、産業別、地域別の上乗せを図る方式が求められており、この点での抜本的な修正を求めたいと思います。

最後になりますが、私は二〇〇三年衆議院厚生労働委員会労働基準法改正についてやはり参考人として意見を述べました。その中で、労働法に関する規制緩和が次々に行われていけば、それは今問題になっている少子化やあるいは年金の崩壊、こういうものが一層ひどくなるのではないかと、そういう心配を申し述べました。今正に私たちが心配したような方向で事態は進んだのではないのでしょうか。

今社会的にワーキングプアや貧困と格差、地方と都市の格差が大きな問題になり、これらに対する国民の意思が七月の参議院選挙の結果に反映したと思います。現段階での労働二法案では、残念ながらワーキングプアや貧困と格差はなくせません。民意は国民や労働者状態の改善を強く望んでいます。民意に沿った方向での大幅な修正が行われるように求めたい

うふうに思います。

なお、最低賃金の引上げについて、中小企業の経営としてはとても負担できない、このような議論がありますが、私はそうは思いません。今、日本の大企業は、先日、日本経済新聞六月十四日付けで報道されたように、四年連続最高益で三十一兆八千八百億円もの利益を上げております。しかし、中小企業は厳しいという実態があります。私は、大企業は利益を上げていなければならない、なぜ中小企業の経営が厳しいのか、このことについて指摘をしておきたいというふうに思います。

私たちの実態でも賃金が上がって倒産をした企業というのはありません。それは大企業から大幅な単価の切下げがあつたり、あるいは無理な仕事を押し付けられたり、こういう中で経営が困難になる、この実態が進んでいるんです。私は、下請振興法の振興基準、ここでも明確にされておりますように、親事業者が下請中小企業に対して適正な利益と下請中小企業で働く労働者の労働条件の改善ができるようなような価格を決める、このことこそが求められているというふうに思います。

中小零細業者の中には、旋盤を回す下請機械屋さんがおりますけれども、時間単価が今千六百円と、このように言われています。労働者の賃金と余り変わらない、あるいはそれよりもひどいと、こんなことまで生まれています。なぜこのようなことが起こるのか。これでは借り工場の家賃を払ったり、あるいは機械の減価償却を図ることもできません。これは、今申し上げたような親事業者による下請中小企業に対して、この単価の決め方、一方的な引下げや、あるいは納入について無理な納入をさせる、このようなことに原因があるのではないかと、このように考えております。

是非民意に沿った方向での本二法案に対して大幅な修正が行われるように求めることを申し上げまして、参考人としての意見表明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長(岩本司君) ありがとうございます。

次に、伊藤参考人をお願いいたします。伊藤参考人。

○参考人(伊藤みどり君) 御紹介いただきまして、働く女性の全国センターの伊藤みどりです。本日の国会質疑に参考人として陳述できることを大変光栄に思います。

プロフィールで皆さんにお配りしているように、私のライフワークは女性の労働問題であり、三十年近くの間、現場の働いている人たちの悲鳴のような生の労働相談を聞き、問題の改善、解決に力を尽くしてきました。その数はおおよそ、現在でも私一人で毎日数件の労働相談を受けていますので、延べにして五千件以上になると思います。

私は、今年一月、北は北海道から南は九州まで、女性のためのユニオンとNGOの仲間たちとともに、全国をつなぐ働く女性の全国センターを立ち上げました。働いている人たちの現場に最も近い立場で活動してきたところから、国会で審議されています労働契約法について、ポイントを絞って意見を述べていきたいと思えます。

○委員長(岩本司君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○轟木利治君

では、最低賃金法改正についてお聞きしたいと思ひます。

第一点目は、お二方の参考人から御意見を伺いたいと思ひます。荒木参考人と長谷川参考人に伺ひたいと思ひます。

最低賃金法は、第九条第一項の地域別最低賃金はあまねく全国各地域について決定されなければならないと、三項の労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする、これにつきましてどのようなお考えをお持ちか、お伺ひしたいと思ひます。お願いします。

○参考人（荒木尚志君）最低賃金法では、今回、労働者は健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるようにという文言が入っております。これは最低賃金法の理念を突は議論しないと難しい問題だ、というふうに思ひます。

最低賃金法は、労働条件、人たるに値するような生活を営むための最低賃金という問題と、実はその産業に公正な最低賃金という一つの理念が実は混在しているんだというふうに思ひます。現在問題となっておりますのは、言わば憲法二十五条の基準にも達しないような最低賃金が設定されている、最低賃金の設定になっていると、その問題が最近シローストップをされて、その点でのまず整合性を取るようにというところだと思ひます。その点ではこれは意義があると思ひますが、さらには、余り議論がされていないのかもしれないけれども、当該産業に公正な賃金というのをどう考えるかと、これについても今後議論を詰めていって、最低賃金の性格について考えていくことも必要ではないかというふうに考えております。

○参考人（長谷川裕子君）今回の改正の九条で、あまねく全国各地域について決定されなければならないというところについてでありますけれども、これまでの最低賃金法では、地域別最低

賃金も産別最低賃金も、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が必要があると認めるときに決定をすることができるとなっていたわけですが、今回の改正で、要するに全国どこでも決めなければならないことになったことは非常に評価だというふうに思ひます。

それから、九条の二項で、地域における労働者の生計費及び賃金並びにというのと、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならないとあるわけですけど、この点について言えば、やはり地域における労働者ということとは地域における労働者全体を指すことは当然でありますので、比較する対象もやはり適用対象者全体とするということが必要なのでは、当然ではないかというふうに考えております。

それと、通常の事業の賃金支払能力ということでありませうけれども、正常な経営をしていれば、事業経営をしていけば通常に払えるはずでありますので、そういう意味では賃金経費の負担能力があるというふうに思ひますので、通常の労働者に、事業に対する労働者への賃金支払能力は十分にあるというふうに考えることができるのではないかとこのように思ひます。

それから、九条の三項で、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるように、生活保護に関する施策との整合性に配慮するというところは、そういう意味では、生活保護との調整というのはあくまでも相互考慮の一つであります、その考慮する中で、生計費の一つの要素として生活保護があるという趣旨で書かれているというふうに思ひますので、今回の、そういう意味では、改正は非常に良かったのではないかとこのように思ひます。

○轟木利治君 最後に御質問させていただきます。

長谷川参考人にお聞きいたします。

この最低賃金法に最もどういったものを要望等されるかについてお聞きしたいと思ひます。

○参考人（長谷川裕子君）私は、最低賃金と

いうのは本当に、ワーキングプアのことですね、格差のことを考えればとても重要な法案だと思ひます。

今年度の最低賃金がどのぐらい寄与したかということをご自分で計算してみました。例えば東京では、七百十九円から七百二十九円に今年上がったんですね。そうすると、一日八時間、二十日働くと、以前は十一万五千四百円だったのが今年は一十一万八千二百四十円ですけれども、ちょっと上がったわけですよ、やっぱり。これまでの最低賃金というのは一円とか二円で労使の攻防戦が行われておりましたけど、今年は一十四円でした、平均で。で、この法律が本当に施行されると、これよりもっと上がるんじゃないかというふうに思ひます。そういう意味では、最低賃金に対する期待は大きいんですね。

いろんな賃金を決めるときに、最賃プラス幾らというのがほぼ賃金の相場です。最賃プラス十円なのか最賃プラス百円なのかということでは、働く人々の賃金が非常に決定されていきますので、この最低賃金法がこういうふうなことで改正されるとすれば、今年の十四円よりは来年は上がるのではないかとこのように思ひます。

そういう意味では、是非この法律案を成立させていただきまして、法施行を速やかにやっていたら、来年の最賃にはこの法案が反映されるような、そういう支援を、是非国会はエールを送っていただきたいというふうに思ひます。そのことによつて、本当に格差が拡大している、確かに微々たるものですが、格差解消の一つにはなるのではないかと。ただ、この金額ではまだまだ不満ですので、もっとやっぱり大幅に上がる必要があると思ひます。アメリカの最賃法、それからフランスの最賃法を見たところ最近上がったわけですから、是非この法の改正の趣旨が最賃の委員の人たちのところに、中賃の皆さんのところに反映されるように、立法府としても御支援をお願いしたいと思ひます。

○轟木利治君 終わります。ありがとうございました。